

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金（<u>保健福祉部児童家庭課</u>の所管に属するものを除く。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>24 <u>保健福祉部児童家庭課</u>の出納員に対する委任事項 [略]</p>	<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金（<u>保健福祉部子ども子育て支援課</u>の所管に属するものを除く。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>24 <u>保健福祉部子ども子育て支援課</u>の出納員に対する委任事項 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	